

## 社会福祉法人指導監査結果

- 1.指導監査実施日 平成27年2月18日(水)
- 2.法人名称及び住所 社会福祉法人浜坂会  
鳥取市浜坂六丁目4-18
- 3.実地・書面の別 実地検査
- 4.監査担当課 鳥取市福祉保健部高齢社会課
- 5.文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 指摘事項
Ⅲ-3 会計管理の状況	基本財産特定預金が理事会の承認を得ることなく解約されている。法人経理規定43条に基づく会計処理を行うこと。	
Ⅲ-3 会計管理の状況	基本財産特定預金の解約、新口座開設について、理事長の承認を受けたものが確認できなかった。法人経理規定第33条に基づき会計責任者は理事長の承認を得て行うこと。	
Ⅲ-3 会計管理の状況	期末決算において未払金が計上されていないので、社会福祉法人会計基準に基づき、毎会計年度経常的に発生する未払金等について適正に会計処理を行うこと。	
Ⅲ-3 会計管理の状況	小口現金について、毎日の現金出納終了後、現金残高と帳簿残高を法人経理規定第28条に基づき照合すること。	
Ⅲ-3 会計管理の状況	年度末において、通帳残高と預金出納帳残高が異なる(山陰合同銀行)。預金残高について、預金残高と帳簿残高を法人経理規定第28条に基づき照合すること。	
Ⅲ-3 会計管理の状況	保育所の私的契約利用料について、現金で収納したものは、法人経理規定第22条に基づき3日以内に金融機関に預け入れなければならないとなっている。適正に会計処理を行うこと。	
Ⅲ-3 会計管理の状況	小口現金について、法人経理規定第26条第2項に規定された限度額を超える日がある。法人経理規定第26条第2項に基づき会計処理を行うこと。	○
Ⅰ-1 定款変更等の状況	定款について、附則が記載されておらず、定款変更の履歴が不明である。次回、定款変更時には附則について、記載を行うこと。	
Ⅰ-1 定款変更等の状況	決算を承認する理事会において、監事監査が報告されていないので、定款第11条に基づき報告すること。	○
Ⅲ-3 会計管理の状況	新経理規定について、新社会福祉法人会計基準の移行に伴い、社会福祉法人のモデル経理規定に準拠した内容(補助簿、現金出納帳 統括会計責任者)に改めること。	